**業 務 委 託 仕 様 書**

１　業務の概要

1. **業務名**

テレワーク導入・定着支援業務（以下「本業務」という。）

1. **目　的**

町内の事業所における働きやすさの向上及び育児・介護による離職防止等のためのテレワーク導入・定着支援や、当町の地域性とテレワークが融合した新たな働き方のモデルケースの検討・構築に取り組み、柔軟な働き方を希望する町内外の人材確保を図ることを目的とする。

**⑶　重要業績評価指標（KPI）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ＫＰＩ（単位） | 令和７年度増加分 | 令和８年度増加分 | 令和９年度増加分 | 累計 |
| 事業を通じたテレワーク導入事業者数（個人事業主、副業・兼業含む） | ５ | １０ | １０ | ２５ |

**⑷　履行期間**

契約締結日から令和８年３月23日(月)まで

２　業務内容

業務内容は、受託者が行う以下の業務に加え、公募型プロポーザル方式による審査会で、受託者が独自に企画提案した内容を本業務に反映するものとする。

**⑴　業務の基本方針**

　本業務は、業務の目的を達成するため、各事業者及び住民のテレワーク導入に係るニーズに沿ったプログラムを企画するとともに、当町の地域性を活かした新たな働き方（例：農閑期に都市部の仕事を請け負う等）のモデルケースの検討・構築を図り、これらの運営、フォローアップ、セミナー開催、相談窓口の設置等に係る一連の業務を本町と連携しながら行うこととする。また、当町では初の取り組みであることから、機運醸成を図ることに重点を置き、広報活動や情報発信に努めることとする。

**⑵　業務内容**

令和７年度

　ア．ニーズ調査

○　働きやすさの向上や、育児・介護や移住等による離職防止等、事業者及び住民が抱えている課題やニーズを把握するための調査を実施する。

イ．プログラムの企画・運営・実施

○　アの調査結果を元に、事業所及び住民向けの課題やニーズに応じたテレワーク導入支援プログラムを提供する。

○　当町の地域性とテレワークを活かした新たな働き方を検討し、モデルケースの構築を図る。

ウ．情報発信及び参加募集

　○　事業開始初期は参加者が低調となることが予想されることから、機運醸成を図ることに重点を置き、大々的な広報活動を実施する。

　○　テレワークの重要性・利便性の認知を図り、事業者及び住民のテレワークへの関心を高める広報活動に取り組む。

令和８年度

　ア．プログラムの企画・運営・実施

○　初年度に引き続き、事業所及び住民向けの課題やニーズに応じたテレワーク導入支援プログラムを提供する。

○　初年度に検討・構築した新たな働き方のモデルケースの普及・広報・改良を図る。

イ．情報発信及び参加募集

　○　初年度に引き続き事業の広報活動の強化に取り組み、新規参加者確保を図る。

　○　事業の取り組みを広く発信する等、事業者及び住民のテレワークへの関心を高める広報活動に取り組む。

令和９年度

　ア．プログラムの企画・運営・実施

○　過年度に引き続き、事業所及び住民向けの課題やニーズに応じたテレワーク導入支援プログラムを提供する。

○　過年度に検討・構築した新たな働き方のモデルケースの普及・広報・改良を図る。

イ．情報発信及び参加募集

　○　過年度に引き続き事業の広報活動の強化に取り組み、新規参加者確保を図る。

　○　事業の取り組みを広く発信する等、事業者及び住民のテレワークへの関心を高める広報活動に取り組む。

３　成果品

**⑴　納入する成果品、納入部数**

業務完了後に速やかに下記の成果品を納入すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 成果品 | 納入部数 |
| 1 | 業務成果報告書及び関係書類 | 紙媒体1 部電子記録媒体（DVD等）1 部 |

**⑵　納入場所**

洋野町特定政策推進室

**⑶　成果品の管理と権利の帰属等**

ア　本業務により制作された成果品に関する所有権、著作権、その他の権利は、業務　委託料が受託者に支払われた段階で全て本町に帰属するものとする。

イ　成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、本町及び本町の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。

ウ　成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。

エ　本町は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

４　その他

⑴ 本業務の履行に当たっては、条例、規則、関係法令を遵守すること。

⑵ 本業務の実施に伴い取得した個人情報や業務上知り得た情報を本業務以外で利用しないこと。

⑶ 本業務以外の業務（特定の商品販売や販売の斡旋等）への勧誘を行う等、趣旨を逸脱する行動を行わないこと。

⑷ 地域住民や企業等との間で発生したトラブルについては、受託者が責任をもって対処すること。

⑸ 本業務は、国の「第２世代交付金」を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、本業務が完了した日の属する本町の会計年度終了後、本業務に係る一切の書類を5年間保管すること。

⑹ 本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。また、受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を本町に対して文書で報告しなければならない。

⑺ 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、事業目的の達成のため必要と認められる事項であると判断した場合には、本書に記載されていない事項であっても、協議のうえ契約金額の範囲内で当該事項を実施するものとする。

⑻ その他、本仕様書に定めのない事項については、本町と受託者が協議のうえ決定するものとする。